

豪農経営と地域編成（一）

全国市場との関係をふまえて

岩 田 浩太郎

（人文学部 経済史研究室）

はじめに 課題の設定

本稿は、地域社会を編成・統合するヘゲモニー諸主体の関係構造を、当該地域の生産・市場的条件の特質をふまえて、豪農層内部の階層性・関係性や諸対抗的ヘゲモニーとの連関のもとに動的に考察することを課題とする。具体的には、紅花生産地帯であり全国有数の地主地帯となる羽州村山郡の大規模豪農の経営発展・地域編成の諸段階とヘゲモニー主体としての成長・展開過程を素材とし、この過程で取り結ばれる諸主体との政治的経済的関係の考察を通じて、上記の課題にせまる方法をとりたい。

佐々木潤之介氏・吉田伸之氏の社会的権力論の提起¹⁾以来、地域社会論・社会的権力論をめぐる方法的な論争が展開している。²⁾そして、在地社会を編成・統合する主体（社会的権力）を豪農³⁾・村役人（村方地主の発展諸段階）と一括せず、中間層の政治的側面の階層性・多様性

に着目し、さらに用達や郷宿・地役人などの活動領域を含めて地域政治過程の現実を解析する方法が切り開かれつつある。その到達を示す渡辺尚志編『近世地域社会論』⁴⁾は、さらに地域社会の政治的ヘゲモニー主体と経済的ヘゲモニー主体が異なる事例に注目し、大庄屋・庄屋層を中心とする政治的位相と、大銀主がヘゲモニー主体として聳立する経済的・社会的位相の双方を分析し、その相互関係を總体的に検討する必要性を提起した。一九九九年歴史学研究会大会近世史部会志村報告もこの課題に取り組んだ成果である。⁵⁾

本稿で取り上げる羽州村山郡の場合、（幕末期を除けば）大規模化した豪農は郡中惣代・大庄屋および名主・庄屋に就任した者は少なく、いわば経済的ヘゲモニー主体と政治的ヘゲモニー主体が異なる実態が指摘できる。そのため当該地域の分析にとつては、地域社会におけるヘゲモニー主体の性格を複数の要素に腑分けして追究し相互の関係を問う先の渡辺・志村氏らの視角が有効である。しかし、これら先行研

究においては、例えば天草幕領の大銀主や松本藩領の旧大庄屋の経営分析を独自に、かつ内在的におこなっていないため、経済的ヘゲモニーの実態および経済的ヘゲモニー主体と政治的ヘゲモニー主体の相互関係の把握に成功していない。⁵⁾ 地域社会を編成・統合する豪農などの経済的ヘゲモニーの実態分析が停滞したままで最近の地域社会論に構造化できていない研究史の問題点が存在していると考ええる。

そこで本稿では、大規模豪農の成長過程とその蓄積様式、大規模豪農を核とする地域経済構造とその経済的ヘゲモニーの実態（以上章）、地域社会における政治的ヘゲモニーに対する大規模豪農の影響関係、大規模豪農の政治的ヘゲモニー主体化による地域社会のヘゲモニー諸主体の関係構造の変動（以上章・おわりに）、を順次考察する構成をとり、先の課題に迫りたい。そして、地域社会論を全国的市場関係や当該地域の生産・金融・市場的特質と関連づけて動的に把握・展開することを試みたい。さらに組合村を基盤とする「地域運営体制」⁶⁾の地域社会における意義を当該地域の全体的な政治的経済的構造とその変動のなかに位置づけて再検討する視点⁷⁾方法を提起したい。

本稿では同時に、地域社会論の視点からの豪農論の発展を期したい。一つは、世直し状況論において一括されていた豪農層について、その内部の分化ないし分解に着目し、豪農間の階層性・関係構造の形成・

展開を全国的市場関係の変動や当該地域の生産条件等をふまえて把握することである。これは、郡中の地域社会を編成・統合するヘゲモニー諸主体の配置と関係構造、その変動の内在的分析にとつて重要な課題である。具体的には、紅花生産地帯である羽州村山郡の生産および市場的条件がいかに大規模豪農の成長とその蓄積様式を規定し特質づけたのかを考察し、中小豪農を傘下に置く大規模豪農による地域編成の構造を全国市場変動との関連のもとに把握したい。

二つは、豪農経営を再生産たらしめる地域社会基盤、とくに居村をこえた広域的な経営対象地域・民衆から一定の「同意と支持」(事実上の強制を含む)を取り付ける構造をいかに形成しているかに着目し、豪農経営における地域編成の構造について具体的に把握することである。⁸⁾ 本稿の事例に即していえば、経営をささえる支配人・口入人・蔵預り人・小作人仲間・地主講、郡中惣代・郷宿や郷中組合村行事などの動員・活用、対象地域・家により区別ないし差別化した経営内容、救済行為や「国益」「相互利益」の献策・標榜など地域民衆の成立ちのための諸実践・運動、防衛⁹⁾暴力装置・動員体制の構築、宗教的文化的な諸実践・行為、などの考察がポイントとなる。ヘゲモニーをとらえる場合、上からの契機ばかりでなく、下からの契機をもふまえてそれがいかに確立されたかという点の考察が必要である。

豪農の地域社会における諸関係の構築のあり方を詳細に分析すること

表1 立付米100俵以上の地主数と分布 明治6年(1873)

所持立付米別地主数	計	385	21	150	282	138	976
	4000俵以上	1	0	0	0	0	1
	2000~3000	3	0	2	2	1	8
	1000~2000	7	1	3	10	1	22
	500~1000	21	1	14	25	12	73
	300~500	37	3	20	32	22	114
	200~300	60	3	26	51	21	161
	150~200	72	2	29	53	22	178
	100~150俵	184	11	56	109	59	419
大区	1	2	3	4	5		
郡市別	山形 東村山	南村山	東村山 北村山	西村山 北村山	北村山		
主要な組名 と町村名	山形 沼尾 柏倉 山野 中野 漆山	上 榎 黒 成	山 下 沢 成	天 童 猪 野 長 瀨	本 柴 左 月 溝 谷 湯 野 沢	尾 花 沢 橋 大 石 田 延 岡 沢	計
総町村数	132	62	57	153	60	464	
無地主町村数	41	50	10	85	20	206	

注)『天童市史編集資料』24・25所収「田畑屋舗立附米取詞帳」より作成。ただし第3大区小3区のうち山村・道満村の2カ村分のみを欠く。印をマークした箇所に掘米四郎兵衛家が位置する。典拠)『山形県史』第三卷(山形県、1987年)759頁。一部加筆した。

は、そのへゲモニーの実態の具体的な検討にとって極めて重要な課題である。

なお、村山郡の明治六年(一八七三)立附米調査にもとづき羽州村山郡豪農の階層的分布を表1に掲げた。これによれば二〇〇〇俵以上の大規模豪農は九家存在するが、いずれも本格的な経営分析がおこなわれていない。本稿で考察する羽州村山郡松橋村上組沢畑の掘米四郎

兵衛家は二四五俵で第五位に位置する。¹⁰⁾

*本稿では、立附米一〇〇俵以上/三〇〇俵以上/二〇〇〇俵以上を一応の目安に、小/中/大規模豪農の階層的区分をしている。但し、この区分が量的のみならず経営上の質的な差異をも含むものであることは本論で指摘する。なお、以下「九七二俵」などの表示は明治六年立附米調査の数値である。

豪農経営と地域経済

大規模豪農の形成と経済的へゲモニーの実態

1 経営発展と地主経営

経営発展の概要

掘米家四代四郎兵衛の遺書によれば、寛政一一年から天保一四年の間に同家資産は、表2に示したように貸付金・有金が一四・九倍、所持地代金が四・七倍、総資産が一・一倍となっている¹¹⁾。地主経営のほか、とくに金融活動の拡大が同家の経営発展をもたらしたことがわかる。

論点a 天保期豪農の金融・地主経営への傾斜という全国的傾向を共有しつつ、論点b 中小豪農の分析から従来指摘されてきた文政後期、天保期における村山郡豪農経営の一般的停滞(土地集積の停滞・減少

表2 寛政末・天保末年の¹⁾掘米家資産の比較

	寛政11年(1799)	天保14年(1843)	比較
	両・分朱	両・分朱	
貸付金・有金	1090.10	16210.00 *3	14.9倍
所持地代金 *1	637.20	3025.00	4.7倍
合計	1727.30	19235.00	11.1倍

典拠) 4代四郎兵衛「遺書書置(財産相続目録)」(天保14年4月)

補注 *1 所持地代金は1年分の田徳米(地主徳分)×米価×約10倍で計算する村山郡の慣法で計算されている。各年の田徳米は寛政11年300俵、天保14年1600俵。

*2 寛政11年は3代四郎兵衛から家督相続した年である。

*3 うち最上貸付金7000両、仙台表貸付金8500両とある。

と商業活動の停滞など²⁾とは対照的な掘米家経営の飛躍的発展が指摘できる。化政→天保期における経営拡大は他の大規模豪農でも確認でき³⁾、村山郡豪農層内の分化ないし分解の生産・市場的条件の検討が課題となる。

土地集積過程

掘米家の出自については、初代四郎兵衛(一六七九〜一七六一)が元禄期に野州掘米村から羽州村山郡松橋村上組の沢畑に來住、資金を支持し豆腐屋を営業したとする伝承がある。¹⁾

確認できる土地取得の初見は元文三年(一七三八)である。表3に元文→嘉永期における掘米家の土地集積の動向を示した。とくに寛政末年から加速度的に土地集積を進め、文化四年(一八〇七)段階で所

表4 嘉永3年(1850)「持高調」

幕領	
高 5 6 5 石 余	松橋村上組
3 8 石	同 村下組
3 5 石	大町村上組
2 1 石	同 村下組
1 1 石	新町村両組
4 石	工藤小路村要害組
1 5 石	西里村 天満組 中嶋組 両所組
1 5 石	日和田村
5 石	藤助新田
私領	
4 3 石	工藤小路村
1 1 3 石	吉田村
2 石	大久保村
2 3 石	荒町村
1 8 石	前小路村
合計 9 0 3 石	
内 5 6 5 石	持 高(合計の62.5%、村高*の77.3%)
3 3 8 石	越石高

典拠) 掘米四郎兵衛家文書。

補注) * 松橋村上組 村高730石543

(本新田畑反別合計28町4反余)

持反別一二町六反、石高一八六石余、立附米六一四俵に至っている。累積反別の八一%、累積立附米の七一%は他村の地所である。宝暦期から他村の土地を中心に集積を進めており、文化期までは村請制村役人機能を契機としたいわゆる村方地主的な成長過程とは相違している。天保元年(一八三〇)名主就任を契機に居村の土地集積(文政二年一四石余 弘化元年四八四石、うち川欠地は八石 一六四石余)を一挙に進め、嘉永三年(一八五〇)の居村の所持石高は五六五石に至った。表4にみるように同年の他村所持石高は三三八石であり、合

表3 堀米四郎兵衛家の土地集積過程

年 代	件 数	反 居 村 a	別 他 村 b	累 積 反 別 合計 (a + b の 累 積)	石 居 村 c	高 他 村 d	累 積 石 高 合計 (c + d の 累 積)	立 附 米 居 村 e	米 他 村 f	累 積 立 附 米 合計 (e + f の 累 積)	取得した他村地所のある村組名 () は件数
元文3年(1738)	1	町反畝歩 3.0.15	町反畝歩	町反畝歩 3.0.15	石.斗升合 7.948	石.斗升合	石.斗升合 7.948	俵.斗升合 20.000	俵.斗升合	俵.斗升合 20.000	
宝暦4年(1754)	2	2.03	1.4.8.13	1.8.1.01	0.287	17.674	25.909	1.000	53.100	74.100	下工藤小路村(1)
宝暦11年(1761)	1		1.0.28	1.9.1.29		2.922	28.831		8.000	82.100	上工藤小路村要害組(1)
宝暦12年(1762)	2		2.3.29	2.1.5.28		6.969	35.800		22.000	104.100	上工藤小路村要害組(1)・大町村上組(1)
明和7年(1770)	1		1.2.02	2.2.8.00		3.317	39.117		6.000	110.100	大町村上組(1)
明和8年(1771)	1		3.11	2.3.2.11		1.077	40.194		8.100	118.200	大町村下組(1)
安永4年(1775)	1		02	2.3.2.13		0.017	40.211		1.100	120.000	松橋村下組(1)
安永7年(1778)	2	4.7.02	1.9.27	2.9.9.12	13.391	2.992	56.594	29.160	9.850	159.010	松橋村下組(1)
天明3年(1783)	1		7.16	3.0.6.28		0.226	56.820		7.000	166.010	大町村上組(1)
天明6年(1786)	1		5.18	3.1.2.16		0.224	57.044		4.000	170.010	下工藤小路村(1)
天明8年(1788)	1		8.7.05	3.9.9.21		6.352	63.396		8.150	178.160	新吉田村(1)
寛政3年(1791)	1		8.01	4.0.7.22		2.452	65.848		+29.300	194.160	大町村下組(1)
寛政4年(1792)	1		2.0.25	4.2.8.17		2.087	67.935		7.000	201.160	吉田村(1)
寛政5年(1793)	2	3.00	7.1.04	5.0.2.21	0.150	5.487	73.572	4.150	16.050	222.060	吉田村(1)
寛政6年(1794)	2		3.8.14	5.4.1.05		2.163	75.735		+10.000	238.060	松橋村下組(1)・下工藤路村(1)
寛政7年(1795)	1		6.12	5.4.7.17		0.832	76.567		15.000	253.060	吉田村(1)
寛政9年(1797)	1	10	5.10	5.5.3.07	0.187		76.754	4.050		257.110	
寛政11年(1799)	1		20	5.5.3.27		0.272	77.026		6.150	263.260	大町村下組(1)
寛政12年(1800)	4	3.7.14	7.0.03	6.6.1.14	9.350	7.945	94.321	21.200	21.200	307.060	吉田村(2)
享和元年(1801)	3		1.4.7.27	8.0.9.11		15.796	110.117		+5.000	351.060	吉田村(3)
享和2年(1802)	3		2.0.13	8.2.9.24		2.597	112.714		+13.190	364.120	吉田村(2)
享和3年(1803)	4	9.0.18	6.8.28	9.8.9.10	27.002	7.381	147.097	65.150	+9.150	459.120	大町村上組(1)・荒町村古組(1)・吉田村(1)
文化元年(1804)	3	1.1.05	8.1.13	10.8.1.28	3.348	8.793	159.238	13.200	+22.060	495.220	吉田村(1)
文化2年(1805)	1		2.22	10.8.4.20		0.768	160.006		+6.190	503.220	大町村上組(1)
文化3年(1806)	3	1.5.18	1.2.03	11.1.2.11	4.526	3.872	168.404	18.000	8.000	524.220	大町村下組(1)
文化4年(1807)	4		1.4.3.01	12.5.5.12		18.024	186.428		3.000	524.220	大町村下組(1)
文化4年段階合計*4 (1807)	48	2.3.7.25 (18.9%)	10.1.7.17 (81.1%)	12.5.5.12 (100.0%)	66.189 (35.5%)	120.239 (64.5%)	186.428 (100.0%)	178.160 (29.0%)	436.120 (71.0%)	614.280 (100.0%)	+103.330
文化5年(1808)*5	1	8.3.14			24.461			61.00			
文化14年(1817)	1	4.04			1.259			10.10			
文政元年(1818)	4	9.00			2.702			28.25			
文政4年(1821)	1	3.06			1.024			11.15			
文政6年(1823)	2	1.1.21			3.606			24.20			
文政7年(1824)	2	3.26			0.757			9.25			
文政8年(1825)	2	7.09			2.336			23.00			
文政9年(1826)	3	5.28			0.987			17.10			
文政11年(1828)	1	2.1.08			3.172			23.05			
文政12年(1829)	1	2.15			0.250			3.25			
文政12年段階合計*6 (1829)		3.9.0.06			106.743 8.185 114.928		392.01				
弘化元年段階合計*7 (1844)					319.467 164.680 484.147						
嘉永3年段階合計 (1850)				合計	565.000*8 (62.6%)	338.000 (37.4%)	903.000 (100.0%)				

典拠) 堀米四郎兵衛家文書。

*1 注のない数値は川欠引など損引となった反別・石高を除く。但し、文政12年段階合計および弘化元年段階合計の石高の 印の数値は川欠地の石高を示す。

*2 立附米の欄で+を付した数値は畑大豆である。

*3 立附米は1俵=3斗、畑大豆は1俵=3寸8升。

*4 文化4年段階の堀米家の居村・他村の所持地の合計である。文化5年以降に他へ譲渡した地所を含む。立附米高は数年間隔で改訂され増減したが文化4年までの表示は文化4年当時のものである。

*5 文化5年～弘化元年のデータはいずれも堀米家の居村の所持地に関するものである。この期間の堀米家の他村の所持地に関する全体的なデータは不明であり、表に掲示していない。

*6 文政12年段階の堀米家の居村の所持地の合計である。文化4年段階の堀米家の居村の所在地のうち、享和2年取得の5畝24歩のみが文化5年以降に他へ譲渡されており、この分は文政12年合計には含まれていない。また、立附米高は文政12年当時のものであり、文化4年段階で所持していた地所で立附米の増加がなされているものがあり、その増加分をも含む。

*7 弘化元年段階の堀米家の居村の所持地の合計である。前年の天保14年(1843)に家督相続がおこなわれ、分家への田畑の分与も決定されたが、弘化元年段階合計の石高は分家へ分与する予定の分を含む。

*8 川欠地を含む。

表5 明治2年(1869)松橋村上組の階層構成

所持石高	家数	備考/家名(所持石高[村内の立附米高/村内+村外の立附米高])など	明治3年職業届/職業名・家数(うち堀米四郎兵衛家地借の数)
550~	1	名主堀米四郎兵衛(550石787、家族7名・下人12名[1439俵314/2245俵013])	農業1
50~ 40~ 30~ 20~			
15~	2	堀米利助(19石784[99俵064/461俵172]) 組頭嶋田久五郎(18石999[47俵075/58俵251])	農業2
10~	1	伊藤弥兵衛(11石142[2俵345/2俵345])	農業1
9~	1	伊藤三右衛門(9石817[15俵193/15俵193])	農業1
8~			
7~	1	卯右衛門(7石049[43俵242/158俵401])	農業兼医・貸稼1
6~			
5~	2	堀米重五郎(5石918[25俵345/90俵335])、 齋藤吉兵衛(5石100[3俵058/20俵028])	農業1
4~			
3~	1	組頭高橋三徳(3石437[42俵230/63俵417])	農業1
2~	1	真田松蔵(2石230[7俵157/8俵132])	農業1
1~	1		農業兼豆腐職1
0~	16	百姓代布川万次郎(0石710[2俵120/19俵091]) 細矢九郎右衛門(0石652[3俵250/3俵250]) 細矢九十郎(0石287[1俵260/13俵220]) 黒坂太郎兵衛(0石093[2俵148/2俵173])	農業8・農業兼魚類商2 農業兼馬医1・農業兼鍛冶職1 農業兼被雇1・農業兼商取次1 農業兼洗濯仕立1 農業兼足袋仕立1
無高	40	堀米直蔵[9俵170/748俵058] 堀米四郎兵衛家地借19	農業18(10)・農業兼被雇13(7) 農業兼魚類商1(1)・農業兼菓物商1 農業兼木挽職2(1) 農業兼大工職1・農業兼小売1(1) 農業兼鍛冶職1 農業兼煙草切職1(1) 農業兼油小売1(1)
実合計	67		66(22)

典拠) 明治2年3月「当巳宗門人別御改帳 松橋村上組」、明治3年12月「今般村々明細御取詞二付都而之事件手扣」。

- * 1 〇は村役人、△は羽堀米四郎兵衛家のカマエ(本家四郎兵衛家-分家)、●は堀米家の定詰番頭(齋藤吉兵衛家は堀米家と親類関係にもある)、○は堀米家の小作支配人。
- * 2 帳面末尾の記載には、村高730石526、惣家数58軒(名主1軒、百姓22軒、地借35軒)・人数457人(男232人、女225人)・馬5疋とある。家数が実合計とあわない。
- * 3 所持石高は松橋村上組の地内において所持している高に限られる。
- * 4 参考までに、備考欄の各家の[]に明治6年の田畑立附米高(畑大豆を除く)を同年「田畑村々惣計取調牒」より表示した。[村内の立附米高/村内+村外の立附米高]である。この明治6年の村内とは、松橋村上組・下組合併村をさしている。
- * 5 堀米直蔵は村内にも小規模な田畑を所持しているはずであるが、この史料では無高となっている。
- * 6 檀那寺は以下の通り。同一家族で複数の檀那寺に属している場合が若干みられたが、その場合は戸主の檀那寺に分類した。
 禅宗定林寺23軒/浄土宗誓願寺4軒/禅宗慈限寺17軒/真言宗弥勒院1軒/禅宗東林寺2軒
 時宗福昌寺1軒/禅宗長谷寺1軒/時宗長延寺2軒/禅宗高林寺3軒/浄土真宗長楽寺5軒
 禅宗永昌寺7軒/浄土真宗長願寺1軒

計九〇三石の大地主となった。所持地は一〇数ヶ村に及び、なかでも居村を含む谷地郷村々(とくに松橋村両組・大町村両組・新町村両組・工藤小路村・荒町村・前小路村)と隣接の吉田村(紅花産地)が地主経営の中核的地域であった。

明治二年(一八六九)の松橋村上組六七戸の階層構成を表5に示した。村高の七五%にあたる五五〇石余を所持する掘米四郎兵衛家が卓越して君臨する一方、一石未満・無高層(農業兼日雇・小売商・職人層、合計五六戸)が分厚く滞留(掘米家地借一九戸を含む)している。しかも、その中間に位置する一石以上二〇石未満層一〇戸の半数は掘米家のカマエ(分家)・定詰番頭・支配人であり、村高に占める掘米家の構成的比重の圧倒的な高さが指摘できる。掘米家は明治三〇年代前半まで立附米五〇俵規模の手作経営を存続し、明治三〇年代後半に手作地を縮小、寄生地主化した。

小作管理機構

掘米家は文政初年までに小作人を管理する小作支配人や置初蔵の設置など小作管理機構の整備をおこなっている。判明する文政→天保期の掘米家の小作支配人と各管轄地域を指摘すれば、松橋村上組左兵衛II松橋村を管轄、松橋村上組沢畑(斎藤)吉兵衛II北口村・工藤小路村、内楯村(大場)三吉II新町村高関組、吉田村(奥山)才三郎・(渡辺)仁平治II吉田村、吉田村笹川久之助II大久保村・大原村、西里村

中嶋組甚四郎II西里村、藤助新田村藤兵衛II藤助新田村、などである。これら小作支配人自身、いずれも掘米家の小作人であった。

掘米家の立附米納入方式は、他村では郷蔵納付方式(小作人は小作地のある村の郷蔵に立附米を納入。郷蔵で年貢上納高を差し引き、残りの田徳米II地主作徳米高を地主「掘米家」へ納入する方式)を採用し、居村では郷蔵納と掘米家納を区別して個々の小作人に指示して納入させた(後掲表6-2の印のついた小作人は郷蔵納、それ以外の無印の小作人は掘米家納をそれぞれ指示された)。小作支配人が各村の郷蔵方と協力して取立てを励督・管理し、未納立附米が生じた際には小作支配人が掘米家へ対してその弁済義務を負った。一方、掘米家より小作支配人へは支配人料が支給された。また、各年末の「萬書出覚帳」を分析すると、掘米家は小作支配人に負わせた未納立附米をすれば減額(一部免除)する措置もとっていることが確認できる。小作支配人の父母の葬送の際には、掘米家をはじめ他の小作支配人も参列し香典を捧げた。15掘米家・小作支配人・口入人らが参加した頼母子講も随時組織された。掘米家は小作支配人と日常的にきめ細かな関係を結び、また小作支配人を集団的に組織しており、歳暮の贈答もあわせて、自己の基盤たる小作支配人らの経営維持への配慮を一方でおこなっていることが指摘できる。

掘米家の小作支配人の性格をみるために、類型基準を二つ立てて考

察したい。まず、類型基準 村役関係者か否か では() 村役関係者 吉田村組頭の才三郎・同村郷蔵方の仁平治・松橋村上組郷蔵方の左兵衛、() 非村役関係者 〃() の三名以外の者、と分類できる。掘米家の小作支配人は(一部に村役関係者を含むが) 非村役関係者が多く、かつ() には管轄地域が他村である者が多く含まれているという特徴を有する。類型基準 田徳米 〃 地主作徳米を掘米家に納入する際の形態は代金納か、米納か では() 代金納 〃 西里村中嶋組甚四郎(米穀商人)、() 米納 〃 甚四郎以外の者、と分類できる。小作支配人から地主掘米家への作徳米(〃 斗 〃 斗 〃 斗 〃 斗 〃 斗) の納入形態は圧倒的に米納であるが、一部の小作支配人が米穀商化し、取り立てた掘米家の立附米のうち作徳米相当部分を販売し代価を掘米家へ金納する形をとる動向もみられたことが判明する(後掲表7を参照。四月三日 〃 八月三日に西里村中嶋組甚四郎が米五六俵余の代金二六両余を掘米家に支払った事例。掘米家が「支配人代金納」として記帳している)。

後述するように、小作支配人は多くの場合、同時に口入人として掘米家の資金の貸付・取立を担当し、また紅花集荷人として掘米家経営の基盤となった。

置初蔵は文政二年(一八一九)から設置が確認できる。

「史料1」

差出し申一札之事

一、依御公儀被仰渡候五人組帳之通急度相守可申候、万一如何様之儀出来候共仲間之者共引請、地主へ少茂御苦勞相掛ケ申間敷候事

一、置初火盗之難無之様昼夜仲間之者共相守可申候、万一火盗之難出来候節は急速初蔵造立俵数積立相渡し可申事

一、初蔵屋祿^⑧其外破損出来候八、仲間寄合之上拵、地主へ御苦勞相懸ケ不申候事

一、仲間之内勝手之筋ヲ以居宅引取申度候節は、是迄置初拝借致し其時々難義ヲ相除キ候為礼金壹両初蔵へ上納仕、御暇申請勝手次第第二引取可申候事

一、夏米直段高直之節置初拝借、秋出穀ヲ以元直し触出し次第第二急度上納可仕候、万一差滞候者出来候八、仲間弁穀仕上納可仕候事

右は近年打続キ凶作困窮ニ付地借り居宅之者共貯置初御願申上候處、格別之御慈悲ヲ以、元升初五斗人目方拾八貫五百匁俵四拾表^⑧被差置、一同難有仕合ニ奉存候、然ル上は右五ヶ條之趣柳違背不仕急度相守、地主へ御苦勞相懸ケ申間敷候、以上

新田村一札差出人

文政二卯年

弥 助 印

八月

同村 同断

弥兵衛 印

同村 同断

弥三郎 印

同村 同断

兵四郎 印

(ほか同村同断一六名中略)

同村 支配人

藤兵衛 印

沢畑村地主

四郎兵衛殿

(本文同文略)

新庄領吉田村

龜之丞 印

同 同断

門吉 印

同 同断

治助 印

同 同断

弥三郎 印

沢畑村地主

四郎兵衛殿

同 岩木村

藤助 印

同 吉田村

治郎兵衛 印

同 岩木村

幸吉 印

同 同断

太郎兵衛 印

同 新吉田村

喜右衛門 印

同 吉田村

留平 印

同 谷地工藤小路村

多助 印

史料1 は藤助新田村の掘米家小作人が、は吉田村・新吉田

村・岩木村・工藤小路村の掘米家小作人が、それぞれ置粕蔵(板蔵)の管理と借粕の弁済などを地主掘米家に対して誓約した一札である。

は藤助新田村、は吉田村字笹川にある掘米家所持地に同家がそれぞれ板蔵を建設し初四〇俵を設置した。史料1の文言にあるように、小作人仲間が結成された（では支配人も連署）。火盗に対する昼夜の守番、置初蔵の破損の修復、置初の手借と新穀による返納、仲間による弁穀、などが小作人仲間の共同義務とされ、置初の実管理体制が組織化されたことがわかる。史料1からあきらかなように、この一札は各村・名村役人を媒介せず、結成した小作人仲間（小作支配人）と不在地主掘米家の間で直接に結ばれた。また、史料1の小作人仲間の構成からわかるように、置初蔵の設置された村（吉田村）とは異なる複数の村の小作人が同一の仲間を結成している。先述した小作支配人の管轄地域がしばしば他村を含むものであった点とあわせれば、掘米家の小作管理機構は必ずしも村請制村を単位とせず、各村・名村役人を媒介としない直接契約により地主 小作支配人 小作人（仲間）が組織された側面を有したことが把握できる。

地主の居村ではなく他村における置初蔵は中小地主では設置できないものであり、大地主独自の社会制度として注目される。天保三年（一八三二）凶作時などに、小作人仲間が実際に置初を夫食として拝借し救済されている。他の地主よりも掘米家の小作人になることの有利性を地域民衆にアピールする装置としても置初蔵は機能した。

論点c 掘米家の小作管理機構は 村請制村を基盤とする側面（郷蔵

納付方式など）と 村請制村を媒介せず地主と小作人の直接関係を基盤とする側面（非村役人の支配人／小作人仲間／置初蔵など）の二重の性格を持っていた。

小作人再編

天保七年（一八三六）と一三年（一八四二）の掘米家の居村所持地の小作人（居村の所持高二石未満の者が多い。他村民も含む）を表6 1・2にそれぞれ表示した。比較すると、人数は八〇名 七十二名と変化している。八〇名のうち二五名（三一・三%）から小作地取上げ（「上り田」）がおこなわれ、あらたな小作人一七名に立附けがおこなわれた（表6の矢印で示した継続関係の有無を参照）。その結果、小作人一人あたりの立附米規模が九俵二斗余 一〇俵四升へ増大している。小作地取上げの対象とされた小作人は、表6 1の不納高・納入高の記載からあきらかなように、皆不納者を中心に不納率の高い者が多い傾向が認められる。掘米家が天保凶作期に立附米不納率が高い小作人を切捨て、負担能力のある小作人を選抜する小作人再編をおこなったことを意味する。

近隣の溝延村では文政八年（一八二五）に同村小作人三三名が地主による立上げ（立附米の増徴）・小作地取上げに反対し、「若謂無取放候田畑、猥に作候者有之候ハ、契約連中相はぶき、以来村方付合致間敷候」と地主に取り上げられた小作地をあらたに小作する者がいたら

制裁を加える契約を結んでいる。村共同体（契約講の共同性・村八分の強制力）を基盤にした小作人結合による小作料増徴反対および土地取上げ反対運動の展開が化政期にはみられ、中小地主は小作人再編をなかなかできない状況にあった。それに比して、掘米家は小作人再編を実現できており、同家の小作管理が進展していたことが指摘できる。

論点d 村山郡でも大規模豪農を中心に小作人再編（半プロ層形成）の動向は展開した（⁷）村共同体を基盤とした小作人運動による対抗）。米穀販売

表7に天保七年正月～八年三月の掘米家の米穀販売の動向を示した。一年余の期間に七〇一俵を販売（代金三六七両余）した実態がわかる。当時の地米相場（天保七年谷地町米相場一俵〃金三分二朱～一両、天保八年二月西村山米相場一俵〃一両）に対して比較的安値段で販売していることが判明する。表7の売先からあきらかなように、掘米家は全国米価変動をふまえながら酒田・仙台や上方など遠隔地市場へ適宜売却し利潤追求を志向する米穀取引は展開していない。小作支配人であり米穀商化した西里村中嶋組甚四郎、米穀商の同村同組弥七・同村天満組和蔵、前小路村米屋、糶屋である内楯村大場三吉（小作支配人）・白岩村門四郎など、近隣地域の米穀商・糶屋へ米穀を販売している実態が指摘でき、掘米家が地主経営で得た作徳米や貸付金の返済

として得た年貢米（近隣私領に課された先納金・御用金を掘米家が代替した際に担保にとつた私領年貢米）などを地域米穀市場へ主に供給していることがあきらかである。また、小作支配人や後述する口入人にもこまめに米穀を販売していることも表7から判明する。一部に東根・寒河江など後述する【最上川向村々】【寒河江川南村々】の町場を含むが、主要には地主経営の中核的地域を中心に近隣の【川西村々】まで含む範囲と隣接山内白岩地域（山間地帯・出羽三山参詣の飯米需要地帯）へ堅実に米穀を販売していたと把握できる。こうした傾向は他の年も同様に確認できる。

2 金融活動と地域編成

金融活動の地域区分

掘米家経営の飛躍的發展の基盤となった文政～天保期の金融活動について考察しよう。掘米家の金融活動は大きく羽州村山郡村々への貸付（掘米家帳簿では「最上貸付」とも表現している）と奥州仙台城下町・中新田・石巻湊などへの貸付（総じて「仙台表貸付」と表現）に分かれる。まず、村山郡貸付の実態から分析したい。

村山郡貸付において、同家は貸付先の地域区分をおこない金融活動をおこなっていた点に特徴がある。貸付帳簿上、文政期に以下の地域

表7 天保7年(1836)堀米四郎兵衛家の米穀販売の動向 - 天保7年2月~天保8年2月 -

月日	売先	販売量	代金	米売値段 (1俵二付)	備考
天保7年(1836)			両 銭文		
正/3~2/28	西里中嶋 殊七	米 34俵	13.20 210	1分2朱・150文	庭居渡
2/27	吉田 銀蔵	米 6俵	2.10 1200		
3/14	岩木 六蔵	米 2俵	1400		
3/18	田井 嘉助	米 6俵	2.10 210		
3/19	西里中嶋 弥七	米 35俵	13.02 1705	1分2朱・50文	蔵米 庭居渡
3/24	陣峯 吉蔵	米 1俵	0.12		
3/29	天満 和蔵	米 40俵	15.00 2000	1分2朱・50文	庭居渡
4/1	岩木 善右衛門	米 2俵	0.30 100		蔵米
"	吉田 才三郎	米 2俵	0.30 100		蔵米
4/2	北口 武右衛門	米 1俵	0.10 50		
"	吉田 作兵衛外2人	米 3俵	1.02 150		
4/3	" 久蔵 外1人	米 2俵	0.30 100		
"	前小路 米屋	米 3俵	1.02 150		
"	吉田 平七 外1人	米 1俵	0.10 865		
"	岩木衆 米 1俵	0.01 268			
4/3~8/3	西里中嶋 甚四郎	米 56俵167	26.22 135	1分2朱・50文	支配人代金納 内・蔵取合
4/3	内桶 三右衛門	米 2俵	0.30 100		
4/7	沢畑 吉兵衛	米 16俵	-- --		支配人料北口・ 工藤小路 2ヶ村皆済二付
4/9	吉田 才三郎	米 4俵	1.20 200		蔵米
"	北口 仁平	米 1俵	0.01 1980		
4/10	吉田 才三郎	米 2俵	0.30 100		蔵米
4/11	岩木笹本 作兵衛	米 20俵	7.20 1000		蔵米
4/14	大町 久七	米 6俵	2.10 300		
4/15~5/6	小泉 弥惣治	米 20俵	7.20 1000	1分2朱・50文	蔵米
4/16~5/7	西里中嶋 弥七	米 15俵	5.22 750	1分2朱・50文	蔵米 庭居渡
4/24	内桶 大場三吉	米 2俵	0.20	1分	
"	" "	米 2俵	0.22	1分1朱	
"	" "	米 2俵		1分	
4/28	西里両所 長太郎	米 3俵	1.02 100		内・蔵取合
5/3~5/5	" "	米 6俵	2.1 200		
5/7	" "	米 3俵	1.02 - 300		悪米
7/8~7/18	西里中嶋 弥七	米 51俵	25.20 - 2550		
7/8~7/24	小泉雲河原 弥助	米 40俵	20.00 - 2000	2分 -50文	庭渡
7/9~7/20	西里両所 長太郎	米 20俵	10.00 - 1000	2分 -50文	庭渡
	平十郎				
7/9~7/20	造山 藤四郎	米 10俵	5.00 - 500	2分 -50文	庭渡
7/10~7/28	西里両所 儀兵衛	米 20俵	10.00 - 1000	2分 -50文	庭渡
7/10	松橋 左兵衛	米 10俵270	-- --		松橋村上組蔵方 左兵衛へ遣入
"	" "	米 18俵157	6.30 2449		
7/19	西里中嶋 弥七	米 3俵	1.20 210		
8/2~8/10	" "	米 75俵	43.00 4370	2分 500 ~600文	
8/6	西里中嶋 甚四郎	米 9俵	5.11 103	2分 600文	庭居渡
8/7	東根 新蔵	米 1俵	0.20 600		
8/11	" 伝蔵	米 10俵	5.00 6000	2分 600文	庭居渡
8/13	吉田 仁平治	米 1俵	0.20 700		古米
9/4~9/8	西里中嶋 弥七	米 16俵	12.12 755	3分 200文	庭居渡
9/7	東根 永吉	米 8俵	6.20	3分1朱	庭渡
9/8	" "	米 4俵	3.10	3分1朱	庭渡
9/10	" "	米 4俵	3.10	3分1朱	古米
10/8~10/15	寒河江 市郎兵衛	米 2俵	1.30	3分2朱	古米
天保8年(1837)					
正/28	白岩 奥山門三郎	米 1俵	0.31		
2/15~3/20	柴橋会所笹嶋長左衛門	米 100俵	93.30	3分3朱	庭渡 2/6白岩 岳動への対応
合計		米 701俵014	367.33 4056		

豪農経営と地域編成(一) 全国市場との関係をふまえて

岩田

四一

典拠) 天保5年午「日記帳」(堀米四郎兵衛家文書)

補注) *1 原則として、米を金銭売りした事例に限った。米と他の商品・労賃などとの差引交換や貸米は省いた。

*2 1俵 = 3斗6升入である。また、1両 = 6400文で換算した。

*3 [] がかけてある事例は、堀米家の支配人が堀米家の小作米を取得しその代金を納入している事例や、支配人および蔵方への世話料として堀米家が米を渡した事例を示す。

区分が立項・整備され、最終的に文政一一年(一八二八)「萬書出覚帳」において確立したことが認められる。

堀米家の所在する松橋村上組字沢畑からみて川向こうの遠隔地「【最上川向村々】」「寒河江川南村々」、最上川西および寒河江川北で近隣村々を除いた地域「【川西村々】」、堀米家の居住地の近隣村々(字単位の区分もあり)「【湯野沢村】」「大久保村】」「大原村】」「岩木村】」「新吉田・荒小家・船頭】」「吉田村】」「谷地村々】」「沢畑・根岸・禰勒寺】」「西里村】」、という区分である(図1参照)。いわば最上川・寒河江川を大きな境界としながら自己との距離により同心円的に地域認識をおこない区分をしたものといえる。そして、後述するように地域区分により貸付方が異なる点に同家の金融活動の特徴がある。

表8 1~4は文政~天保期における堀米家の羽州村山郡における貸付動向について、紙幅の許す限り貸付先の家別に内訳を表示したものである(表の見方・数値の意味・典拠とした「大福帳」「萬書出覚帳」の史料性格などについては表8 4末尾の補注を参牌のこと)。全体的な特徴として、堀米家が村山郡の著名な豪農商層をはじめ各村の中上層農・近隣の中下層農など、広範な階層を貸付対象としていたこと、同家が多数の口入人を介して村山郡のほぼ全域(とくに中央部を中心)におよぶ広大な金融ネットワークを構築しており、同家が村山郡豪農商の金融的連携の一頂点に位置していたこと、などが概観で

きる。

まず、地域区分別に同家の金融活動の質的な特徴を考察したい。

(1) 【最上川向村々】 【寒河江川南村々】 【川西村々】における貸付動向

表8 1・2から判明するように、これらの地域では一部に大規模豪農への貸付を含むが、中心は中小豪農・在町商人への貸付である(山形城下・新庄城下町商人を含む)。「【最上川向村々】」では、天保九年(一八三八)に奥州白河藩飛地領(山辺領)において藩より賦課された先納金の捻出のために堀米家より巨額の借金をした岡村柏倉九左衛門「二四〇八俵」・榎岡村喜草伊右衛門「一六九八俵」ら大規模・中規模豪農をはじめ、尾花沢村鈴木権左衛門(鈴木五郎兵衛家の本家)・大石田村庄司清吉「三二四俵」(河岸荷問屋)・天童三日町坂口太兵衛「五七一俵」(天童藩領大庄屋)・七浦村青山兵右衛門「六八四俵」・蟹沢村阿部彦四郎「九二九俵」・野田村本間長右山衛門「八九四俵」・野田村秋葉養六「三三七俵」・野田村秋葉勘四郎「四七一俵」・野田村前田新蔵「八二八俵」・蔵増村土屋庄兵衛「二五〇俵」(奥州白河藩領大庄屋)・高掬村岡崎弥平次「一三九九俵」などの著名な中小豪農・在町商人が貸付対象となっている。

また【寒河江川南村々】では、寒河江楯南村佐藤与惣治「七二三俵」・寒河江西町中村七兵衛「四七一俵」・柴橋村渡辺七兵衛「三七

太物・小間物	〃	皿屋伏助							50		
	- - - - -	- - - - - 小計	180	786	1280	1320	1600	367	2381.3	295	
		(村々)									
		大淀									376.3奥州白河藩(山辺領)先納金
		下山口									治郎吉
[929俵]		蟹沢	200								野田長右衛門
荏水油・ちうそく		〃		60	50	50	50				横町惣左衛門
		〃									内楯大場三吉
		大堀		30							横町惣左衛門
[894俵]		野田	37	5	97	10	15				野田長右衛門
[357俵]		〃		20	80	60					野田養六
[471俵]		〃						100			野田長右衛門
		〃		40	20紅花48袋						
[828俵]		〃			紅花64袋・40貫	30					
		野川			米20俵		7				内楯大場三吉
醤油・油		羽入	100	10		30	85米253俵		94		
		〃				45					
		〃		160紅花192袋	100		90		60		伝四郎
		〃		100	233	50	80	50			羽入禪三郎
		〃		100	33			150			羽入禪三郎
		〃			100		105	115		50	羽入禪三郎(2名)
		藤助新田	8.2					5.2		5.2	新田藤兵衛
支配人		〃	1.2		5.2			1.2			
		〃	10		2.2			8		1	沢畑吉兵衛(2名)
		〃	米 3俵								
		荷口				20	45				
		大町							70	31.2	
		窪野目			40	40	40				田井今田弥吉
		〃				100	10				沢畑宇野与蔵
		高野					大小豆200俵	11			
		小関					190塩200俵				
奥州白河藩[250俵]		蔵増				70	55		10		田井今田弥吉
(山辺領)大庄屋		〃									
		〃				170	170	430		40	田井今田弥吉(2名)
		〃	8名			2名	4名	7名		40	沢畑宇野与蔵(1名)
[1399俵]		藤内新田				17菜種53俵					
		高揃								305	
		灰塚				60紅花110袋					
		下長崎	10.1								吉田才三郎
[2408俵]		岡									1175.1奥州白河藩(山辺領)先納金
		〃									1784 355
		- - - - - 小計	727.1	714	982	910	1378	80	1784	355	

奥州白河藩(山辺領)大庄屋

田井

田井

酒 [199俵]	富並 稲下シ	高木辰五郎 久四郎他 13名	30 3名	20 2名	13.2 2名	10 1名	53 4名	10 1名	23 2名	150 10 1名	稲下シ治郎吉(9名)
酒・醬油[629俵]	田井	今田弥兵衛 今田弥吉 今田弥内	18.2				10	50	30	50 30	吉田浅吉
郡中惣代	要害 溝延 小泉	惣吉 他 2名 藤兵衛他 5名 渡辺忠左衛門	8.2	60	50年貢上納	20 8	5 103.2年貢上納 45普請木材代・年貢上納	20	83.2 45		沢畑吉兵衛(2名) 溝延仁左衛門
	"	その他 3名				20	44.1		14.1		寒河江市郎兵衛(2名)
	日和田	治郎兵衛	25			60	80				箕輪嘉蔵
[416俵]	"	その他 2名					5		20		
	箕輪	富樫藤兵衛	25	12.3			15				箕輪嘉蔵(5名)
	"	その他 8名					4.2	1.2	6		
	慈恩寺	砂作坊							10		
[221俵]	白岩	工藤門三郎					20	30米165俵	9		吉川長左衛門
	岩根沢	嘉兵衛	10								
	志津	重右衛門	20		10		12.2		14		
			米12俵	米豆42俵	米豆38俵	米47俵					
		下 1 万石 4ヶ村名主						200			
		----- 小計	137.2	92.3	73.2	118	396.3	311.2	294.3	240	
		【湯野沢村】									
[739俵]	湯野沢	海老名権左衛門	50								
	"	治助	33				33		33		
[130俵]	"	菅井七兵衛	3.3								湯野沢治助
	"	その他	75.1	2.2	2.2		34.2		20.3		湯野沢治助(15名)
		19名	19名	1名	1名		11名		8名		
		----- 小計	162	2.2	2.2	0	67.2	0	53.2	0	
		【大久保村】									
	大久保	井沢記内	60								大久保利左衛門
[213俵]	"	保料惣左衛門			10	7.2	15		13		吉田久之助
[64俵]	"	門脇市兵衛ら 6名							75		
	"	その他	33	100	20	30	38.2		65	20	
		13名	4名	4名	2名	3名	3名		4名	1名	
		----- 小計	93	100	30	37.2	53.2	0	153	20	
		【大原村】									
	大原	高谷長四郎	3								吉田久之助
	"	吉右衛門	3				3		3		吉田久之助
	"	その他	48		4		17.2	4	14		吉田久之助(15名)
		18名	14名		2名		6名	1名	3名		
		----- 小計	54	0	4	0	20.2	4	17	0	

概観図に示す貸種長(1) 州國相野ノ日野後から村々ノ

御田

田中

【表 8 - 3】

貸付先		文政9年迄 の累積貸付 元金残	文政10年の 新規 貸付元金	文政11年の 新規 貸付元金	文政12年の 新規 貸付元金	天保4年迄 の累積貸付 元金残	天保5年の 新規 貸付元金	天保12年迄 の累積貸付 元金残	天保13年の 新規 貸付元金	口 入 人
町村名	名前	1792 ~ 1826 両	1827 両	1828 両	1829 両	1792 ~ 1833 両	1834 両	1792 ~ 1841 両	1842 両	
【岩木村】										
	笹本 弥右衛門		13			8				岩木弥左衛門
	岩木 弥左衛門	15	10			13米65俵				根岸勘兵衛
	" 其他6名	5.3 米20俵				20	23.1	32.1		岩木六蔵(2名)
	----- 小計	20.3	23	0	0	41	23.1	32.1	0	
【新吉田・荒小家・船頭(渡)】										
	荒小家 阿部権蔵						15			吉田才三郎
	船頭 助作	15	20							
[200俵]	新吉田 鹿野武左衛門			20	30	30		30		吉田才三郎(2名) 金右衛門(4名)
	" 其他	44.3	5.2	9.2	4.2	23		19		
	----- 小計	7名 59.3	2名 25.2	2名 29.2	1名 34.2	4名 53		3名 49	0	
【吉田村】										
支配人	笹川 久之助	10				10		10		
	吉田 渡部今内	120	新庄藩上納金50	60				村内夫食貸		
	" 渡部三郎							55米275俵		吉田才三郎
[111俵]	" 渡辺門七				30			10		吉田才三郎
支配人	" 渡辺仁平治	26								
	" 浅吉						6.2			
	" 七之助	10								吉田浅吉
支配人	" 奥山才三郎					7.3		10		
	" 其他	69	15		35	45	3	12.1		青田才三郎(11名) 浅吉(2名)・久之助(2名) 沢畑吉兵衛(2名)
	----- 小計	14名 235	3名 65	60	2名 65	11名 62.3	1名 74.2	6名 32.1	0	
【谷地村々】										
	定林寺	20				3				沢畑宇野与蔵
五十集・塩[887俵]	北口町 細矢与左衛門	200				135				吉田久之助
	" 細矢治右衛門	50	55.2							吉田久之助
呉服・太物[501俵]	" 細矢儀七郎	40	新庄藩上納金60	50						横町惣左衛門
新庄藩大庄屋[1549俵]	" 柴田弥之助	10				20				吉田才三郎
酒 [604俵]	大町 "			10	10					
	" 庄三郎									
	" 忠右衛門	32								
支配人・糶	内楯 大場三吉		20			10紅花		5.3紅花		
	横町 勘兵衛	米 244俵				米 144俵				
	" 幸六				50	30				横町惣左衛門

【表 8 - 4】

貸付先		文政9年迄 の累積貸付 元金残	文政10年の 新規 貸付元金	文政11年の 新規 貸付元金	文政12年の 新規 貸付元金	天保4年迄 の累積貸付 元金残	天保5年の 新規 貸付元金	天保12年迄 の累積貸付 元金残	天保13年の 新規 貸付元金	口 入 入
町村名	名前	1792 ~ 1826 両	1827 両	1828 両	1829 両	1792 ~ 1833 両	1834 両	1792 ~ 1841 両	1842 両	
【手形なし(無証文貸)】										
口入人	東根 おさよ					0.2		0.2		
	天童 忠治郎	3	3		3					
	天童 太治郎			3	4					
郷宿	羽人 喜蔵					1				
	寒河江 市郎兵衛	5	0.2			0.2		0.2		
	寒河江陣屋 竹内陸太郎						5			
	稲下シ 九蔵								0.3	
	溝延 仁左衛門				43					
	湯野沢 与七							2		
	荒小家 金右衛門	0.3				0.1		0.1		
支配人	新吉田 新太郎							0.1		
	笹川 久之助	9	2			7.2		7.2		
	" 藤助							0.2		
	吉田念仏堂 万助							0.2		
	北口町 有助	0.2				0.1		0.1		
支配人	大町 忠兵衛							1		
親類・口入人	内楯 大場三吉		8	33	20			2.2		
	横町 惣左衛門	25	20	10	60	127				
	" 勘助			1						
	彌勒寺 太七		0.1							
	" 嘉兵衛				5					
	松橋 太郎兵衛				4	2				
	" おみな	0.3								
	" その他 2名		0.2			0.1				
日用	沢畑 伊惣治	0.1				0.1		0.1		
	" 仁平					0.3		0.3		
	" その他	2.3	1	0.1	4	2.2		2		
日用	南 庄蔵	米 1俵			米 1俵					
	" 十太郎	7名	3名	1名	3名	5名		4名		
	両所 善次郎	0.1				0.1		0.1		
支配人	中嶋 甚四郎	0.1		2		0.3		0.3		
	- - - - - 小計	47.2	35.1	50	143	143.3	0.3	19.3	0.3	

典拠) 文政9年迄の累積貸付元金残・文政10年の新規貸付元金・文政11年の新規貸付元金・文政12年の新規貸付元金の欄は文政10年亥「大福帳」、天保4年迄の累積貸付元金残・天保5年の新規貸付元金の欄は天保5年午「萬書出覚帳」、天保12年迄の累積貸付元金残・天保13年の新規貸付元金の欄は天保13年寅「萬書出覚帳」による(いずれも堀米四郎兵衛家文書)。

補注) * 1 金額は金換算に統一(但し、米俵は表示) 少数点以下は分。朱以下は切上げ。各小計にあたっては、米・大豆の俵数は除外した。

* 2 【 】で表示した地域区分のあり方および区分地域名称は、文政11年子の「萬書出覚帳」において最終的に確立しその後の「萬書出覚帳」において踏襲された地域区分・地域名称をそのまま利用した。堀米家の金融活動における地域区分の認識を示す。

* 3 累積貸付元金残とは、当該年迄に貸し付けた元金で回収していない残額の合計を示す。堀米家の場合、利子が元金に繰り入れられることはない。 年の新規貸付元金は、年に新規に貸し付けた金額を示す。

* 4 利率は月1~1.5%の間であり、1.25%が多い。年間の合計利足額は月額12倍である。利足の回収は一部を除いてはほぼ順調になされている。

* 5 文政10・11・12年の新規貸付元金は「大福帳」をもとにしているため文字どおり各年の新規貸付金額を網羅(一部の帳上がりとししない貸付を除いて)している。それに対して、天保5・13年の新規貸付元金は「萬書出覚帳」をもとにせざるをえず、各年末の時点で残っている貸付元金を把握して利足計算をする「萬書出覚帳」の性格から当該年の新規貸付のうち年末になる前に短期間で回収した元金については記帳されておらず、この部分が欠落している数値となっている。ちなみに、「大福帳」と「萬書出覚帳」の両方が揃っている文政11年の場合と比較すると、それぞれ記帳されている貸付元金は「大福帳」は3420両、「萬書出覚帳」は2132両余である。差引1287両強(大福帳の貸付元金の37.7%)が年内のうちに貸付・元利返済が完了した短期貸付であることが判明する(その中心は【最上川向村々】が占め910両にのぼっている。最高200両の大口貸付もあり)。文政~天保期の各年の新規貸付元金高の変化を検討する際には、「萬書出覚帳」をもとにした天保5・13年の新規貸付元金が、年内で貸付・元利返済が完了した短期貸付を含まないものであることを考慮する必要がある。

* 6 印は引質として紅花・米・大小豆・塩・菜種をとった貸付を示す。 印は質地をとった貸付を示す。 印は貸付金の元利返済が堀米家への田地の譲渡によりおこなわれたことが確認できる事例を示す。各年の借金証文・質地証文・土地譲渡証文により確認した。

* 7 「萬書出覚帳」には売掛金や立替金など短期貸付を記した【当座かし(日記帳)】の項目もあるが省略した。表中の【手形なし(無証文貸)】は【当座かし】とは区別されるものである。

* 8 貸付先の左側に掲示した[314俵]などの俵数は、明治6年立附米調査により判明する当該家の所有立附米の数値である。

* 9 複数の貸付先をまとめて表示した箇所(口入人の欄)では、各口入人が口入れをした人数を括弧内に表示した。例えば、【大原村】の「その他18名」の口入人の欄に「吉田久之助(15名)」とあるのは18名のうち15名について吉田村字笹川の久之助が口入れをしたことが確認できることを示す。

六俵」・吉川村笹嶋長左衛門「六〇四俵」・葛沢村阿部伝五郎「一二〇二俵」・大谷村白田弥次右衛門「八一七俵」・松程村鈴木庄右衛門（松山藩領大庄屋）などの中小豪農・在町商人が貸付先に名を連ねている。【川西村々】では、横山村寺崎仁右衛門「二七四俵」（新庄藩領大庄屋）・富並村高木辰五郎「一九九俵」・田井村今田弥兵衛「六二九俵」・箕輪村富樫藤兵衛「四一六俵」・白岩村工藤門三郎「二二一俵」などの中小豪農へ貸し付けている。

そしてこれらの地域、とくに【最上川向村々】【寒河江川南村々】の両地域への金融活動の質的な特徴について検討すると、商品作物（紅花・菜種・大小豆・米）や塩を引質（担保）とした貸付（表中の印の事例）が多く、田畑質入による貸付（印の事例）は少ないという傾向が顕著に認められる。商業経営への貸付による利子取得が主眼であり、「大福帳」「萬書出覚帳」を検討すると元利回収率・資金回転率が高い。この貸付の特徴をさらに考察するために、村山郡の特産物である紅花（干花）を引質にとる貸付の実態について子細に考察しよう。

紅花引質貸付 表9に、表8のなかの紅花引質貸付の事例を抜き出し整理した。堀米家が貸付相手より引質にとつた紅花荷数や返済の状況、口入人・蔵預かり人についても一覽にした。

紅花を引質とした貸付先には、山形城下町中堅商人や一部の近隣村

々、とくに谷地中心部町場の集荷商人（堀米家の小作支配人でもある内楯村大場三吉）なども含まれるが、【最上川向村々】【寒河江川南村々】の中小豪農および紅花荷主・干花加工業者・集荷人として成長してきた各村の中上層農が中心である。摘花・出荷期である六〜八月に堀米家が口入人を介して彼らに貸付をおこなう一方、堀米家は干花（袋入）を引質（担保）にとり、貸付相手の近隣で堀米家と懇意にしている者の蔵に引質にとつた干花を移管した（この者を蔵預かり人と呼ぶ）。破談・不明を除く三〇事例のうち貸付から三ヶ月後までに元利済となった事例が半数を占め、また元利返済できずに流質に至った事例は僅かに四事例にとどまる。元利回収率の高い短期貸付の性格が濃厚である。年によって寡多があるが、表9に掲示した文政九年〜天保二年の六年間において堀米家は紅花引質貸付に合計総額一九〇〇両余（破談の一例を除く）、年平均約三二七両を投下しており、郡中の干花加工業者や紅花集荷人の回転資金を補給する役割を果たした。

堀米家の紅花引質貸付の方針について検討したい。表9にある文政九年（一八二六）九月および一二月の石川村源兵衛への紅花引質貸付の元利返済が滞つたため、堀米家は「吉駄二付金五両宛も内金相済不申候得者、月延相成不申候得共、縦此以後何程下直仕候共急度受戻約定ヲ以、当閏六月晦日切差延申候、相心得べし」と記帳し対応している（文政一〇年「大福帳」）。結局、この二事例は流質となったが、表

表9 堀米四郎兵衛家の紅花引質貸付の動向（文政9〔1826〕-天保2〔1831〕年）

年月	村名	借主	貸金	引質	返済の状況	口入（請人）	蔵預かり人
1826. 6	石川村	善太郎	55両	紅花 90袋	1827. 4元利済56両1分3匁75 +	吉田村才三郎	羽入村禪三郎
1826. 6	石川村	善太郎	10両	紅花 20袋	1827. 4元利済10両・丁銀14匁25 +	吉田村才三郎	
1826. 7	羽入村	宇蔵	100両	紅花 192袋	利足5両+ 1827. 9証文替		
1826. 9	石川村	藤兵衛	40両	紅花 64袋	元金の内2両・利息1両2分24匁+ - 1827. 7流質	（長三郎）	
1826. 12	石川村	三治郎	95両	紅花 160袋	利足2両1分2朱 - 1827. 7流質	（石川村源兵衛）	
1826. 12	石川村	藤兵衛	5両2分	紅花 10袋	利足1分1匁5 1827. 7流質	（石川村三次郎）	
1826. 12	石川村	三治郎	204両1分	紅花 319袋	1827. 7流質		
1827. 閏6	野田村	太吉	10両	紅花 64袋	?証文替二而先二出	（野田村長右衛門）	
1827. 閏6	野田村	太吉	30両	紅花 40貫目	1827. 12元利済32両2分2朱	野田村長右衛門	
1827. 閏6	石川村	善太郎	9両	紅花 20袋	1827. 7元利済9両・銭1貫485文	（癒四郎）	
1827. 7	長瀬村	久四郎	30両	紅花 96袋	1827. 12元利済32両1分	（谷地三吉）	
1827. 7	石川村	十兵衛	25両	紅花 64袋	1827. 7元利済?	（石川村佐平治）	
1827. 9	羽入村	宇蔵	100両	（証文替）	元利の内49両2分 1831. 1証文替		
1828. 6	長瀬村	庄六	70両	紅花 49貫500目	1828. 10元利済73両2分		長瀬村久四郎
1828. 6	小関村	善兵衛	25両	紅花 33貫目	1828. 9元利済25両2分2朱3匁75		田町与四郎
1828. 7	小関村	善兵衛	60両	紅花 60貫目	1828. 9元利済61両2分18匁	田町与四郎	田町与四郎
1828. 7	野田村	太吉	20両	紅花 48袋	1828. 9元利済?両	長右衛門	
1828. 7	大久保村	三郎左衛門	15両	紅花?袋	是八破談二相成申候	内橋村三吉	
1828. 10	灰塚村	又治郎	60両	紅花 110袋	1829. 11元利済67両2朱	田町与四郎	田町与四郎
1829. 6	弥勒寺村	新蔵悱	2両2分	紅花 3貫匁	1829. 8元利済2両2分4匁5	沢畑吉兵衛	
1829. 7	寒河江新町	利兵衛	70両	紅花 128袋	1829. 8元利済?両		西町利助
1829. 7	山形	吉左衛門	400両	紅花 642袋	1829. 8元利済?両「為替取組」に切替	天童 忠次郎	
1829. 8	山形	吉左衛門	40両	紅花 68袋 227匁	1829. 11元利済41兩	天童 忠次郎	内橋村三吉
1829. 8	山形	吉左衛門	90両	紅花 133袋 147匁	1829. 8元利済?両「為替取組」に切替		
1830. 8	内橋村	三吉	120両	紅花 185袋	1830. 9元利済123兩		内橋村三吉
1830. 8	寒河江橋西	治右衛門	30両	紅花 64袋	1831. 6元利の内10両 残元金23兩3分かし	郷宿 市郎兵衛	内橋村三吉
1830. 10	内橋村	三吉	30両	紅花 62袋 270匁	?		久四郎
1830. 10	長瀬村	惣助	80両	紅花 64貫匁	1830. 11元利済82兩		
1831. 6	内橋村	三吉	20両	紅花 62袋 270匁	1831. 8元利済?両		
1831. 6	弥勒寺村	所蔵	30両	紅花?袋	1831. 7柏済?両	沢畑村吉兵衛	
1831. 7	弥勒寺村	新蔵	30両	紅花 64袋	1831. 8元利済?両	（沢畑村吉兵衛）	
1831. 11	内橋村	三吉	9両	紅花 24袋	1832. 7元利済?両		

典拠) 堀米四郎兵衛家文書・文政10年「大福帳」のうち紅花引質貸付項目による。なお、『最上紅花史料 河北町誌編纂史料』(河北町、1995年) 144~159頁に所収。

補注) * 1 返済の状況欄の+ は、1826. 12までの貸付利息分(金額不明)の存在を示す。

* 2 返済の状況欄の元利済?両は元利返済がなされたことは確実だが、利息分の記載が欠けていることを示す。利率は月1.25~1.5%が多い。

* 3 弥勒寺・内橋は各地の字である。田町は天童田町である。

* 4 山形 吉左衛門とは、佐治吉左衛門(越前屋)のことである。また、吉田村才三郎および内橋村三吉とは、それぞれ堀米家支配人である奥山才三郎・大場三吉のことである。

9にみるように全体的には流質は最小限にとどめられている。この記述に示された堀米家の紅花引質貸付の方針は、引質にとつた紅花の流質による取得（貸付を通じた事実上の集荷・買占め）をねらいとせず、むしろ紅花相場変動による引質物件の価値下落を心配し請戻させて、貸付金利子取得を確実にめざすものであった。紅花生産地帯の商品生産・流通における資金需要に配慮しつつ自己（堀米家）は紅花相場変動のリスクを負わない方向での金融活動として紅花引質貸付の性格を把握できる。相場変動の激しい紅花市場のリスクを避ける経営管理は、後述する「為替取組」など同家の紅花取引のあり方にも共通する特徴である。

(2) 【湯野沢村】～【西里村】＝近隣村々・居村における貸付動向

表8 2・3から判明するように、これらの地域では、紅花など商品作物の引質貸付（表中の 印の事例）よりも田畑賃入（印の事例）による貸付が多く、とくに地主経営の中核的地域である【吉田村】【谷地村々】【沢畑・根岸^{ねがし}・彌勒寺】などでは土地取得（印の事例）に至ったことが確認できる貸付事例が多い。貸付先は中小豪農および一般百姓であり、土地取得をねらいとした金融活動という性格（口入人に流地が実現すれば礼金として返済無用とする前金渡し^{（一両程度）}も実施）が濃厚である。先述した（1）の遠隔地村々（とくに【最上川向村々】【寒河江川南村々】）と（2）の近隣地域とで、貸付担保

の取り方が異なっていることが明白であり、堀米家が対象地域により質の異なる金融活動を展開していたことがわかる。

この地域で最も貸付金額が多いのは【谷地村々】である。文政一〇～一二年には毎年一〇五～一八七両の新規貸付がなされ、貸付対象には北口町の細矢儀七郎「一五四九俵」（新庄藩領大庄屋）・細矢与左衛門「八八七俵」・細矢治右衛門「五〇一俵」や大町村上組柴田弥之助「六〇四俵」（天保期から名主、天保一二年所持高七四石）など谷地中心部町場の名望家である中規模豪農を含んでいる。【沢畑・根岸・彌勒寺】＝堀米家の地元・近辺の字に対しては文政～天保期にほぼ例年五〇～一〇〇両前後の貸付をおこなっており、全体として遠隔地貸付の比重が高まるなかでも地元への貸付は展開しているといえる。

また、文政期に新庄藩飛地領（谷地領）に藩より課された先納金の捻出のために、湯野沢村海老名権左衛門「七三九俵」・大久保村井沢記内・吉田村渡辺今内・北口村細矢儀七郎（前掲）・工藤小路村工藤弥治右衛門ら同藩領の大庄屋・名主層が堀米家より貸金を受けていることも判明する。先に【最上川向村々】における私領の豪農が先納金負担のために巨額の金融を堀米家に依頼した動向にふれたが、領主から賦課された先納金・御用金・年貢上納金の捻出のために堀米家に貸金を依頼し同家の金融下にはいる豪農・村役人・一般百姓は、表8 1～3に表示したように地域区分を越えて一般に多く認められる（と

くに私領が多い)。

(3) 【手形なし(無証文貸)】による信用貸・恩恵的貸付

一方、堀米家は「大福帳」「萬書出覚帳」で手形なし(無証文貸)と記帳された信用貸で返済猶予の柔軟な貸付を特定の家に対しておこなっている。表8 4に一覧にした。この貸付法は地域区分にかかわらずなく堀米家と特定の関係にある家に対しておこなわれた点が特徴である。堀米家経営関係者(天童忠治郎・寒河江郷宿市郎兵衛・吉田村笹川久之助・内楯大場三吉・谷地横町惣左衛門・西里村中嶋組甚四郎など)口入人や小作支配人・上京支配人)への貸付、堀米家の日用を含む近隣村々の人々に対する零細貸付(一部は利足なし)、が中心である。その他、地元民に対する「帳上り」とならない恩恵的貸付・施金もおこなった。

論点e 遠隔地村々(とくに【最上川向村々】【寒河江川南村々】)と近隣村々(とくに地主経営の中核的地域)とで堀米家の金融活動の質に差異が存在し、また堀米家経営を支える家に対しては恩恵的貸付を実施した。すなわち、対象地域・家によって差別化ないし異質化した経営内容が確認できる。
口入のネットワーク

堀米家の金融活動を支える口入人は各地に存在し、貸付需要を把握し堀米家へ取り次いだ。表8 1~3の右端欄に各貸付を仲介した口

入人の名前を記した。口入れの範囲から大きく広域型と特定村型に類型化できる。前者は、【最上川向村々】【谷地村々】の中小豪農・城下町商人を相手に広域的に口入れをおこなった谷地横町奥村屋惣左衛門を典型として指摘できる。後者は小作支配人としての管轄地域を基盤に口入れをおこなうタイプや専ら自己の居村民を相手に口入れをおこなうタイプである。主な者を例示しよう(*は堀米家と姻戚関係にある者。浅吉は小作支配人渡辺仁平治の息子。齋藤吉兵衛と浅吉は堀米家の定詰番頭でもある)。

広域型	谷地横町	惣左衛門*	最上川向村々・谷地村々
	沢畑	齋藤吉兵衛*	全地域
特定村型	羽入	植松禅三郎	羽入村
	寒河江郷宿	市郎兵衛	寒河江町々
	稲下	治郎吉	稲下村
	湯野沢	治助	湯野沢村
	吉田笹川	久之助	大久保村・大原村
	吉田	才三郎	小作支配人 管轄と重複
	吉田	浅吉*	
	西里中嶋	甚四郎	西里村

いずれも、口入人自身が当時堀米家から貸付金を受けていた関係にあった(前掲表9に示した紅花引質貸付における口入人・蔵預かり人も小作支配人や野田村本間長右衛門「九七二俵」・長瀬村久四郎など

堀米家の金融下にある中小豪農であった。彼らは堀米家からの貸金を自己の商業取引関係および小作管理や居村における諸関係を基盤に取り次ぐ活動をおこなった。堀米家帳場（定語番頭が差配）が口入人へ対し貸金利率の取り立てを逐次命じたのであり、口入人には堀米家より口入料のほか歳暮に金銀・米・五十集物^{いさば}などが贈答された。

論点f 小作管理機構ともリンクした帳場・口入人（蔵預かり人）による大規模豪農の広域的な金融ネットワークが構築されていた（それを支える堀米家からの贈答・恩恵貸の実施）。

村山郡貸付の全体的動向

文政7天保期における堀米家の村山郡貸付の全体的動向を総括するために表10を作成した（表10は、表8に示した個々の貸付動向を地域区分毎に集計したものである）。

まず、村山郡全体への総貸付元金額の推移について考察したい。総貸付元金額（前年の累積貸付元金残＋当該年の新規貸付元金）は文政一〇年（一八二七）段階六一八四両余（表10総合計欄の文政九年迄の累積貸付元金残＋文政一〇年の新規貸付元金）天保五年（一八三四）段階七三六一両余（天保四年迄の累積貸付元金残＋天保五年の新規貸付元金）天保一三年（一八四二）段階七三六八両余（天保一二年迄の累積貸付元金残＋天保一三年の新規貸付元金）と漸増している。^⑧つぎに、地域区分に注目しながら各地域毎の貸付比重の変化を分析する

と、文政九年迄の累積貸付元金残では【最上川向村々】【寒河江川南村々】【川西村々】（先述の（1）の地域）への貸付額が全体の五九%、近隣村々（2）の地域）への貸付額が約四〇%であったが、以降前者の三地域（1）の地域）への貸付比重が増加してくる点が指摘できる（天保四年迄の累積貸付元金残の八六・二% 天保一三年迄の累積貸付元金残の九一・八%）。とりわけ【最上川向村々】【寒河江川南村々】に対する貸付が増加している。総貸付元金額の変化で考察すると、【最上川向村々】【寒河江川南村々】の両地域の合計は文政一〇年段階三七八八両 天保五年段階五四六三両余 天保一三年段階六二八一両余と急増しており、それぞれ村山郡全体への総貸付元金額（先述）の六一% 七四・二% 八五%を占めた。両地域が同家の村山郡における金融活動の中心的地域であったことが把握できる。なかでも表10の【最上川向村々】のうちの町場・羽州街道沿い宿村への貸付が文政期に比して天保期に急増していることが指摘できる。【最上川向村々】【寒河江川南村々】の町場化した商品流通拠点の中小豪農商への貸付が多く、先に指摘した商品作物を引質にした貸付法がこれらの地域の資金需要に対応してなされているのである。「大福帳」「萬書出覚帳」で管理された個々の元利金返済状況を検討すると、あきらかに町場への貸付金の回収率・回転率が高く、これらの地域の町場が利貸資本の効率的な蓄積基盤となつていることが判明する。総じ

表10 文政～天保期における堀米四郎兵衛家の村山郡貸付の動向（総計表）

貸付地域	年代		文政9年迄の累積貸付元金残		文政10年の新規貸付元金		文政11年の新規貸付元金		文政12年の新規貸付元金		天保4年迄の累積貸付元金残		天保5年の新規貸付元金		天保12年迄の累積貸付元金残		天保13年の新規貸付元金	
	両	%	両	%	両	%	両	%	両	%	両	%	両	%	両	%	両	%
【最上川向村々】 町場・羽州街道沿い 村々	907.1	22.5	1500	69.5	2262	66.1	2230	70.1	2978	49.2	44	34.1	4165.3	64.8	650	69.3		
	180	4.5	786	36.4	1280	37.4	1320	41.5	1600	26.4	367	28.0	2381.3	37.0	295	31.5		
	727.1	18.0	714	33.1	982	28.7	910	28.6	1378	22.8	80	6.1	1784	27.8	355	37.8		
【寒河江川南村々】 町場 村々	1334.3	33.1	46	2.1	740	21.6	375	11.8	1828.3	30.4	200	15.3	1440.2	22.4	25	2.7		
	75	1.8	15	0.6	640	18.7	345	10.8	1038.3	17.2	200	15.3	393.2	6.1	25	2.7		
	1259.3	31.3	34	1.5	100	2.9	30	1.0	800	13.2	0	-	1047	16.3	0	-		
【川西村々】	137.2	3.4	92.3	4.3	73.2	2.1	118	3.7	396.3	6.6	311.2	23.8	294.3	4.6	240	25.6		
【湯野沢村】	162	4.0	2.2	0.1	2.2	0.1	0	-	67.2	1.1	0	-	53.2	0.8	0	-		
【大久保村】	93	2.3	100	4.6	30	0.9	37.2	1.2	53.2	0.9	0	-	153	2.4	20	2.1		
【大原村】	54	1.3	0	-	4	0.1	0	-	20.2	0.3	4	0.3	17	0.3	0	-		
【岩木村】	20.3	0.5	23	1.1	0	-	0	-	41	0.7	23.1	1.8	32.1	0.5	0	-		
【新吉田・荒小家・船頭】	59.3	1.5	25.2	1.2	29.2	0.9	34.2	1.1	53	0.9	15	1.1	49	0.8	0	-		
【吉田村】	235	5.8	65	3.0	60	1.8	65	2.0	62.3	1.0	74.2	5.7	32.1	0.5	0	-		
【谷地村々】	829.1	20.6	187.3	8.7	140	4.1	105	3.3	327.3	5.4	16	1.2	48.2	0.8	0	-		
【沢畑・根岸・彌勒寺】	68.1	1.7	68	3.2	28.2	0.8	73.2	2.3	69.2	1.1	117	8.9	59.3	0.9	0	-		
【西里村】	79	2.0	11	0.5	0	-	0	-	0	-	95	7.3	65	1.0	1.3	0.2		
【手形なし・無証文貸】	47.2	1.2	35.1	1.6	50	1.5	143	4.5	143.3	2.4	5.3	0.4	19.3	0.3	0.3	0.1		
総合計	4028	100.0	2156.3	100.0	3420	100.0	3181.2	100.0	6052.3	100.0	1309	100.0	6431	100.0	937.2	100.0		

典拠）文政10年亥「大福帳」、天保5年午「萬書出覚帳」、天保13年寅「萬書出覚帳」（堀米四郎兵衛家文書）
補注）* 1 各年の典拠史料や数値の意味については、表8 - 4末尾の補注を参照されたい。

て、堀米家は商品流通展開を基礎として発展した川向ごうの町場への利貸の比重を文政→天保期に強める金融活動を展開したと把握できる。

表10の天保五年および一三年の新規貸付元金額は、「萬書出覚帳」における記載の性格を考慮しても、文政期と比較してあきらかに縮減している。この原因は、天保三年（一八三二）から堀米家が開始した松橋村上組の高抜地買戻しのために利貸資本として運用していた資金の一部を活用したこと、天保一二年（一八四一）から一斉に堀米家が開始した仙台表貸付に一部の資金を振り向けたこと（奥州仙台藩領における新規金融市場の開拓のための資金運用）が指摘できる。

仙台表貸付の動向

表11・表12に天保期における堀米家の仙台表貸付の動向を示した。表11にあきらかなように、天保一二年八月から仙台城下町商人、羽州村山郡尾花沢から軽井沢越・鍋越峠越・田代西峠越の各ルートで奥州仙台藩領に入つた道筋に近接する宮崎町・中新田町の商人や岩出山城下町商人、および前谷地・石巻湊の商人・地主に貸付をおこなっている。表11の貸付金合計は七七五両となり、先述した村山郡貸付における天保一三年段階の総貸付元金額七三六八両余を上回る規模である。表11に載る仙台城下町商人は、仙台藩の御為替組御用達や融通組に任命されている者が多い（前者は澤口安左衛門・佐藤嘉右衛門・岩井作兵衛ら、後者は三好源八・横山清七・小谷新右衛門・錦織勲右衛門）。

また天保一〇年（一八三九）に仙台藩が国産紅花生系の流通統制・仲金徴収の強化を企図して設置した御為替組十人衆に選ばれた者も含まれる（十人衆のなかの主位として小谷新右衛門・岩井作兵衛、普通用達として澤口安左衛門・佐藤嘉右衛門・横山清七）。さらに、二日町伊藤伝三郎のように一八世紀半ばより紅花問屋として活躍していた者も確認できる²⁴。仙台藩の金融・流通政策の中枢に位置する商人および仙台紅花商人らが「諸品仕入代金」「銘々諸色仕入商代金」の資金繰りのために堀米家から巨額の融資を得たことが判明する。

中新田町・宮崎町は羽州への南三陸五十集物の流通、および酒田湊から奥州への古手など上方物資の流通の中継地として経済発展した。

表11の中新田商人について指摘すれば、仙台藩領随一の古手商人とされた田中新八郎・鈴木糸吉（鈴木家は国産方下役にも就任）、呉服商として著名な青砥万五郎・渋谷源助、酒造業を営み当時大肝入役を務めていた竹中孝之助など、いずれも同町の主要な商人である²⁵。

仙台藩領の諸商人が堀米家へ金融を求めた背景には、天保八年（一八三七）の領内通用両替所預り手形（藩札）発行など仙台藩の通貨政策により同藩領内において幕府正貨が払底したことや藩札の価値下落により信用不安が醸成されたことなどが指摘できる²⁶。そのため、仙台藩領の諸商人が隣国隣郡の村山郡豪農商へ幕府正貨による貸金を求める動向が展開したのである。こうした貸金要求を堀米家へ仲介したの

表11 天保期における堀米四郎兵衛家の仙台表貸付の動向

天保12年丑 (1841) 8月	仙台城下大町四丁目 " 二日町 " " " "	三好源八 石川善七 伊藤伝三郎 嵯峨屋順作	300両 200両 100両 100両	諸品仕入代金二詰り難波仕候二付 ノ金700両利月1分寅8月限 親類請人・借用人仲間一同弁金 口入人仙台城下二日町涌井屋新兵衛		
天保12年丑 (1841) 9月	仙台城下 " 河原町 " 河原町 " 大町一丁目 " 国分町 " 二日町 " 国分町	錦織伊兵衛 澤口安左衛門 佐藤嘉右衛門 横山清七 小谷新右衛門 錦織勘右衛門 岩井作兵衛	1000両 750両 750両 500両 500両 500両 500両		銘々諸色仕入商代金借用 ノ金4500両利月1分 500両宛寅年ノ9ヶ年済利足共添え 口入人仙台城下二日町涌井屋新兵衛 御為替組十人衆御国産生糸紅花問屋 追々当国元(仙台藩)正金銀払底二付 弘 化2年元利5920両の半金を献金扱い	
天保12年丑 (1841) 9月	中新田町 "	鈴木丈吉 竹中幸之助	250両 250両			利月1分 丈吉代長太郎国産方下役 "
天保12年丑 (1841) 9月	中新田町 " "	田中新八郎 洪谷源助 青砥万五郎	300両 150両 150両			
天保12年丑 (1841) 11月	中新田西町	浅野屋喜八	200両			
天保13年寅 (1842) 3月	岩出山町 "	笠原嘉兵衛 阿部幸八	200両 100両	利月1分 諸商物仕入代金不足二付 "		
天保13年寅 (1842) 3月	宮崎町	鈴木長右衛門	2両			
天保13年寅 (1842) 4月	仙台城下大町三丁目 " " 北目町	相沢太右衛門 松浦屋権兵衛 相原屋太兵衛	100両 100両 100両	利月1分		
天保13年寅 (1842) 5月	中新田高城村	浅野長左衛門	100両	御年貢上納金并諸色商仕入代金不足二付		
天保13年寅 (1842) 5月	中新田高城村	浅野長左衛門	20両			
天保13年寅 (1842) 7月	仙台城下 "	伊藤惣吉 嵯峨屋喜惣次	50両 50両			
天保13年寅 (1842) 7月	前谷地 石巻裏町 " 裏町	斎藤屋久三郎 恵比寿屋吉兵衛 近江屋喜兵衛	300両 100両 35両	商用金用達二付 "		

典拠) 天保13年寅「仙台表控帳」(堀米四郎兵衛家文書)。各年の借金証文にて補足。

表12 天保期における堀米四郎兵衛家の涌井新兵衛家への貸付

天保13年寅(1842) 8月	仙台城下二日町	涌井新兵衛	80両	御為替組利足金引負分
" "	" "	" "	18両	嵯峨屋順作引当貸引負分
天保14年卯(1843) 7月	" "	" "	50両	
" "	" "	" "	10両	当座かし
" "	" "	" "	75両	三好源八名当分
" "	" "	" "	16両22	三好源八引当貸引負分
弘化元年辰(1844) 11月	" "	" "	40両	居屋敷質入証文

典拠) 天保14年卯「仙台表貸附金取調帳」(堀米四郎兵衛家文書)。

補注) * 1 涌井新兵衛家は質屋・古手商であり、明治3年店卸勘定872両の規模である。同家の娘が堀米家(6代四郎兵衛)に嫁入りした。

は、堀米家の口入人として活躍していた天童宿忠次郎と、堀米家と紅花取引関係にあつた奥州村田の紅花商人阿部屋平蔵であつた。また、仙台城下二日町の涌井源兵衛が仙台城下町商人に対する貸金の口入人となり、その返済取り立て（返済滞金の弁済を含む。表12参照）の任にあたつたことが確認できる。

先に文政（天保期）における堀米家の村山郡貸付の動向について、商品流通展開を基礎に発展する町場（在町・城下町・町場化した街道沿い村々など）の商業資本への利貸活動に比重を高める傾向がみられたとその特徴を把握したが、天保一二年から開始した仙台表貸付はその動向のさらなる拡大として同家経営の展開過程に位置づけられる。仙台城下町や中新田町の第一級の商人などへの貸付を通じて、堀米家は安定した新規金融市場の開拓をめざした。²⁴ 仙台藩領における資金需要に機敏に心え、郡域および国境を越えて経営基盤をより広域的に創出しようとする同家の動向に、大規模豪農としてのダイナミックな経営運動が把握できる。天保末年段階で堀米家は村山郡貸付と仙台表貸付をあわせて一五〇〇〇両以上の貸付規模の金融活動をおこなっており、同家の巨大な利貸資本としての経営的性格が指摘できる。この広域的かつ旺盛な金融活動が同家経営における地域編成のあり方をいかに特徴づけたかは、後述するところである。（未完）

注

- (1) 佐々木潤之介『幕末社会の展開』（岩波書店、一九九三年）、吉田伸之「社会的権力論ノート」（久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力』山川出版社、一九九六年）。
 - (2) 町田哲「地域史研究の一課題」、『歴史評論』第五七〇号、一九九七年）、塚田孝「歴史学の方角を考える」、『歴史評論』第五七一号、一九九七年）、藪田貴「近世の地域社会と国家をどうとらえるか」、『歴史の理論と教育』第一〇五号、一九九九年）、平川新「転換する近世史のパラダイム」、『九州史学』第一二三号、一九九九年）、など。
 - (3) 渡辺尚志編『近世地域社会論』（岩田書院、一九九九年）。なお、同書の舟橋明宏氏らによる地役人などを素材とした地域政治過程に関する内的な考察は、志村氏の一連の研究とともに重要な成果である。
 - (4) 志村洋「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」、『歴史学研究』第七一九号、一九九九年）。
 - (5) 渡辺氏自身、銀主の経営分析と地域社会における彼らの位置と役割の検討が残された課題であると述べている（前掲注）(3) 渡辺編著書・終章、四八七頁）。
 - (6) 久留島浩「直轄県における組合村 惣代庄屋制について」、『民衆の生活・文化と変革主体』青木書店、一九八二年）、同「百姓と村の変質」
- 『岩波講座日本通史第15巻近世5』岩波書店、一九九五年）、藪田貴『国

訴と百姓一揆の研究』（校倉書房、一九九二年）。

(7) 周知のように、豪農の多様な側面を統一的な豪農範疇により把握した点に佐々木豪農論の特徴があるが、世直し状況論の時期の地域史研究では、現実に存在する豪農層内部の分化ないし分解の実態に着目する視点を欠落させる結果を生んだこと、その結果、豪農層内部の階層性や関係構造をふまえて地域社会における諸ヘゲモニー主体の形成と配置を具体的に考察する方向に世直し状況論からは内在的に進み得なかつたこと、などの問題点を指摘できる（ただし、世直し状況論の展開過程において豪農相互の関係性をも視野に入れた「社会的編成」への着目が必要であることの提言がおこなわれていたことには注目したい（佐々木潤之介「幕藩制と封建的危機について」同編『村方騒動と世直し』上、青木書店、一九七二年）。しかし、その後「社会的編成」に関する実態研究が進展しなかつた）。

久留島浩氏は世直し状況論への批判のなかで、明治初期における特権的豪農と中小豪農との分裂について維新政権による豪農商編成政策にのみ原因を求めめるのではなく、明治以前に豪農間の「規模や内容上の差が既に存在していたことを前提としなければならないのではないか」と指摘していた（『書評・佐々木潤之介「世直し」』『歴史学研究』第四九二号、一九八一年）。その後、久留島氏は中間層の政治的側面・機能の多様性を組合村惣代などの分析により具体的に解明しあらたな研究領域を

切り開いたが、経営規模や経営内容の差異にも注目した豪農間の経済的
な関係構造分析は展開しなかつた。氏が同書評で注目した豊田貴三氏の
報告も豪農間の金融関係に関して具体的な分析をおこなっているとはい
いがたい（豊田寛三「幕末・維新时期における『支配』と階級関係 広島
藩の場合」『歴史学研究』一九七〇年度大会別冊特集号、一九七〇年）。
総じて、世直し状況論の時期の羽州村山郡を含む各地域研究において
は、豪農に関する分析は統一的な豪農範疇の検証の視点からなされてお
り、豪農層内部の経済的な分化と相互の関係構造を考察するという問題
意識は希薄であつたと考えられる（後掲注（12）も参照）。

(8) この点に関しては、日本近代史における地域支配構造論・名望家支配
論などにおける議論からも示唆を得た。いくつかの先進的な実証研究を
除いて、日本近世史における豪農論・地主制研究においては、豪農経営
における居村を越えた地域編成の構造をその多様な政治的経済的社会的
文化的な装置や結合関係などの実態をふまえてトータルに把握する研究
は意外に進展しておらず、立ち遅れていると考えている。この点の研究
は、豪農Ⅱ村役人論に集約された従来の豪農の地域支配分析を再検討し、
豪農が構築しているより複雑な地域編成の実態に即してその全体像を把
握していくために重要である。

(9) 漆山村半沢久治郎「四〇九五俵」・山家村本寿院「二六八三俵」・岡
村拍倉九衛門「二四〇八俵」・上工藤小路村安倍権内「二三八六俵」・

松橋村堀米実(六代四郎兵衛)「二二四五俵」・漆山村那須弥八「二二一六俵」・陣場村斎藤武一郎「二二六四俵」・尾花沢村柴崎弥左衛門「二〇六二俵」・久野本村青柳安助「二〇四二俵」の九家である。

(10) 堀米四郎兵衛家は現在、山形県西村山郡河北町立紅花資料館となっている。以下、本稿では断わらない限り同家文書(河北町立中央図書館所蔵)による。

なお、堀米家の居村である松橋村上組は、最上家改易後の元和八年(一六二二)上山藩領、寛永四年(一六二七)以降幕末まで幕領である。寛永四年に名主常刀とくはなに対する村方騒動があり、松橋村は上組と下組に二分された。以後、各組毎に名主が置かれ年貢割付状が発給され、上組・下組それぞれが独立した村請制村として機能したと把握できる(『河北町の歴史』上巻(河北町、一九六二年、三二〇頁)、石垣牧子・岩瀬真弓・前田美雪「羽州村山郡における年貢収奪の動向 松橋村上組の場合」、『山形近代史研究』第一〇号、一九九四年)。元禄三年(一六九〇)以降の松橋村上組の村高は七〇九石七三三、うち田高六五六石七三〇、畑高五二石九八三、の田勝ちの村であった。松橋村上組の耕地は一定のまとまりをみせながらも全体としては谷地郷一带に他の村組の耕地と入り組んで存在し、用水も谷地郷八ヶ村二ヶ組で管理していた。

(11) 若田浩太郎「豪農堀米家の経営と相続(一)」(『西村山地域史の研究』第一九号、二〇〇一年)で、四代四郎兵衛(家督期「寛政一一年」天保

一四年)の遺書を考察し、そこに記された同家資産の構成と発展に関する考察をおこなった。

(12) 伊豆田忠悦「東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産 羽州大蔵村稲村家を中心に」(『社会経済史学』第二巻第三号、一九五六年)、横山昭男「宝曆・天明期最上川流域における経済構造の変動」(『歴史学研究』第三〇四号、一九六五年)、青木美智男「世直し状況」の経済構造と階級闘争の特質」(『歴史学研究』第三二六号、一九六七年)、横山昭男「近世河川水運史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年)、など。本文に記した評価は青木論文に集約されたものである。

従来の羽州村山郡の豪農研究は史料的制約から専ら中小豪農の研究が中心であり、大規模豪農に関する研究は進展していない。そのため羽州村山郡における豪農層の分化ないし分解やそれをふまえた豪農間の関係構造を把握し、村山郡豪農層の全体的動向に関して評価をおこなうことができていない。また、青木論文は複数の豪農分析を前提として村山郡の経済構造の変動をトータルに説明しようとした業績であるが、例えば青木論文第 表で示された各豪農(本稿でいう大規模豪農を含む)の土地集積過程は実際には多様な展開をみせているのに同論文ではほぼ同一の展開をみせていると把握し全体の時期区分を設定しており、その結果、豪農層内部の分化および経営展開の質的差異に着目できず実態の内在的な考察ができていない。これは当時の世直し状況論における統一的な豪

農範疇やシエーマの検証という課題意識を同論文が強く有していたことによるとらえている。

- (13) 持高変遷による概括的把握にとどまるが、前掲注(9)の大規模豪農九家のうち、漆山村半沢久治郎家・久野本村青柳助家の文政(天保期)における土地所有規模の拡大が知られる。『山形懸農地改革史』(山形懸、一九五三年、二四―二九頁)のG家が半沢家、B家が青柳家である。『天童の生い立ち』(天童町、一九五二年、一四七頁)を参照されたい。とくに半沢家は文政(天保期)に二四〇石(一二町歩)の土地集積をおこない合計持高五三七石余(三四・五町歩)に達しており、堀米家と同様にこの時期の飛躍的な経営拡大が認められる。

- (14) 堀米耕平・寛子夫妻(本家羽)、堀米利助氏(分家令)・堀米正一氏(分家図)からの聞き取りによる(二〇〇一年一月調査実施)。なお、堀米田郎兵衛家文書には藤原鎌足以来の系譜を引く信州筑摩郡堀米館主今井氏が羽州へ退去し山形城主最上直家の幕下となり堀米氏を号し、最上義守の時に沢畑に土着・帰農したとする「系譜」が存在するが裏付けがとれていない。本家・分家ともに野州出自の説を伝家している。

- (15) 堀米家の小作支配人であった渡辺仁平治家文書(河北町吉田渡辺一氏所蔵)の文政四年・天保八年・天保一一年の各「香代請帳」「香典請帳」による。

- (16) 『河北町の歴史』上巻、七八―一頁。

- (17) 青木前掲注(12)論文などで天保期の羽州村山郡豪農による小作人再編の動向が指摘されていたが実証されていなかった。

- (18) 天保五年および一三年の新規貸付元金の数値は「萬書出覚帳」を典拠としている。したがって、同帳面の史料性格から、これらの数値は表8 4末尾の補注*5に記したような制約を受けたものであることに留意されたい。年内で貸付 元利返済が完了した短期貸付を含めた実際の新規貸付元金高は、天保五年および一三年の場合、表8の数値よりも多いことが想定される。以下の計算でも同様の留意が必要である。

- (19) 『宮城縣史2近世史』(宮城縣、一九六六年)、『仙台市史1』(復刻版、萬葉堂書店、一九七五年)。

- (20) 『新編中新田町史』上巻(中新田町、一九九七年)。
(21) 仙台藩領における幕府正貨の払底・藩札の価値下落の実態は、例えば奥州村田町の紅花商人大沼養之丞家の天保九年以降の各年「商用萬控」に詳しい。『最上紅花史料 河北町誌編纂史料』(河北町、一九九七年)所収の大沼養之丞家文書。

- (22) 表11の天保一二年九月御為替組十人衆・御国産生系紅花問屋らへの貸付の備考欄や表12の備考欄に記したように、仙台表貸付の一部は焦げ付き、債権放棄や口入人への貸替えなどの処理をしているものが確認できる。仙台藩領は必ずしも堀米家の期待通りの安定した金融市場ではなかったが、弘化期以降堀米家は貸金滞出入を起こし執拗に貸付元利回収を

おこなっていく動向が確認できる。

（付記）本稿は、二〇〇一年度歴史学研究会大会近世史部会報告「豪農経営と地域編成 全国市場との関係をふまえて」をもとに成稿したものである（次号以降と分載の予定）。この報告については、既に『歴史学研究』第七五五号（二〇〇一年一〇月増刊）に発表したが、ここでは紙幅の制約から大会当日レジュメの図表三〇点と参考文献を割愛し報告本文も削減・要約せざるをえなかった。そこで本稿は、前稿でおこなった割愛・削減・要約部分を復元し、注を加筆したものである。

“ Gōnō ” (rich farmers) management and local organization in eighteenth to nineteenth Japan ()

- In respect of the relation With nation-wide market -

Kotaro IWATA

(Department of Public Policies and Social Studies,
Faculty of Literature and Social Sciences)

This essay studies about the structure of society from eighteenth to nineteenth Japan. I Will try to progress the study of local society Which brings about recent animated discussion around Japanese later medieval history circle from economical history's view.

Especially essay investigate the fact that Gōnō which was landowner, managed financial and mercantile business and producted merchandise unified the local society politically and economically.

This essay examinas Horigome Shirobe - ke in Dewanokuni Murayamagun Yachigō for example.

Horigome-ke as big Gōnō holded economical hegemony in local society and managed various financial activities in cooperation with Gunchūsōdai and Gōyado. I will report this study separating into some parts.

In this first part of the report, this study's theme and necessity are mentioned. Then Horigome-ke's economical development, its landowner management and financial activities are surveyed.